

○金融庁告示第二十二号

ザ・トラベラーズ・インデムニティ・カンパニーが日本における保険業を廃止したことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二條第一項第一号の規定により同社の同法第八十五條第一項の外国損害保険業免許がその効力を失ったので、同法第二百七十三條第四号の規定に基づき告示する。

平成十六年四月八日

金融庁長官 高木 祥吉